

令和7年8月27日

一般乗合旅客運送事業者 各位  
一般乗用旅客運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長から別添のとおり通知があったので、了知願います。

北信交旅第289号  
令和7年8月20日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、大臣官房公共交通政策審議官より別添のとおり通達があったので、了知するとともに、関係者に対し周知されたい。

国総モ第16号  
令和7年8月8日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

大臣官房公共交通政策審議官  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について」（令和6年4月26日付け国自旅第73号）の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、必要となる公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

国総モ第 16 号の 2  
令和 7 年 8 月 8 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

大臣官房公共交通政策審議官  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したの  
で、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国総モ第 16 号の 3  
令和 7 年 8 月 8 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

大臣官房公共交通政策審議官  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したの  
で、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国総モ第 16 号の 4  
令和 7 年 8 月 8 日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

大臣官房公共交通政策審議官  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同輸送サービスの提供について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したの  
で、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

○一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について（新旧）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自旅第73号 令和6年4月26日</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 国総モ第16号</u> <u>令和7年8月8日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>大臣官房公共交通政策審議官</u></p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による <u>共同運営の仕組み</u>について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や来訪者の移動需要に必ずしも対応できておらず、かつ、自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供も困難な地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送の一類型として、一般乗用旅客自動車運送事業を補完する観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送を実施することが想定される。このような場合には、下記のとおり、<u>共同運営（一般乗用旅客自動車運送事業者と自家用有償旅客運送者が共同して運送の手配に係るサービスを提供することをいい、道路運送法第79条の2第1項第5号の事業者協力型自家用有償旅客運送に限らない。以下同じ。）を実施することが可能であることとするので、その旨了知されたい。また、地域において自家用有償旅客運送を円滑に導入する観点から、地域公共交通会議において、共同運営の実施の可能性について、適切</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第73号 令和6年4月26日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局長</u></p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による <u>共同輸送サービスの提供</u>について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や来訪者の移動需要に必ずしも対応できておらず、かつ、自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供も困難な地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送の一類型として、一般乗用旅客自動車運送事業を補完する観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送を実施することが想定される。このような場合には、下記のとおり、<u>共同輸送サービス（一般乗用旅客運送事業者と自家用有償旅客運送者が共同して提供する輸送サービスをいう。以下同じ。）を提供することが可能であることとするので、その旨了知されたい。また、地域において自家用有償旅客運送を円滑に導入する観点から、地域公共交通会議において、共同輸送サービスの提供の可能性について、適切に協議されるよう取り諮ら</u>れたい。</p>

に協議されるよう取り計らわれたい。

記

1. 交通空白地有償運送を行う自家用有償旅客運送者が、共同運営を実施する場合において、一般乗用旅客自動車運送事業者による配車が困難な場合に自家用有償旅客運送者が運行する車両の配車を行う方法によるときは、自家用有償旅客運送に係る対価について、これに地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金（以下「協力金」という。）を加え、当該地域の一般乗用旅客自動車運送事業の運賃と同額とすることができる。

2. 協力金は、共同運営に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送のサービス向上に充てるものとする。この場合、当該協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす。

3. 協力金の使途及び管理者については、当該共同運営の実施について協議を行う地域公共交通会議において、協議を調えることとする。なお、具体的な使途としては以下のようなものが考えられる。

(1) 利用者の負担軽減

(一般乗用旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等)

(2) 共同運営の実施に必要となる施設及び車両の高度化

記

1. 交通空白地有償運送の実施主体である市町村又は特定非営利活動法人等は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2第1項第5号の事業者協力型自家用有償旅客運送（運行管理に加え、運送の手配に係るサービス提供について、当該地域の一般乗用旅客運送事業者の協力を得て行うものに限る。）を実施する場合には、以下の事項を行うことが可能である。

① 近隣のタクシーの配車が困難な場合に自家用有償旅客運送事業者を配車するサービスを導入すること。

② 自家用有償旅客運送者が収受する金額について、自家用有償旅客運送に係る対価に地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金（以下「協力金」という。）を加え、当該地域のタクシー運賃と同額とすること。

2. 1. ②の協力金は、共同輸送サービスのサービス向上に充てるものとする。この場合、当該協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす。

3. 協力金の使途及び管理者については、当該共同輸送サービスの提供について協議を行う地域公共交通会議において、協議を調えることとする。なお、具体的な使途としては以下のようなものが考えられる。

(1) 共同輸送サービスの利用者の負担軽減

(タクシー・自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等)

(2) 共同輸送サービスの提供に必要となる施設及び車両の高度化

<p>(遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等)</p> <p>(3) ドライバーの育成、募集 (ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等)</p> <p>(4) <u>共同運営に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送</u>の利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析 (利用者拡大のためのマーケティング費用等)</p>	<p>(遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等)</p> <p>(3) <u>共同輸送サービス</u>のドライバーの育成、募集 (ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等)</p> <p>(4) <u>共同輸送サービス</u>の利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析 (利用者拡大のためのマーケティング費用等)</p>
--	---

国自旅第73号  
令和6年4月26日  
一部改正 国総モ第16号  
令和7年8月8日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

大臣官房公共交通政策審議官

一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による  
共同運営の仕組みについて

一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や来訪者の移動需要に必ずしも対応できておらず、かつ、自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供も困難な地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送の一類型として、一般乗用旅客自動車運送事業を補完する観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送を実施することが想定される。そのような場合には、下記のとおり、共同運営（一般乗用旅客自動車運送事業者と自家用有償旅客運送者が共同して運送の手配に係るサービスを提供することをいい、道路運送法第79条の2第1項第5号の事業者協力型自家用有償旅客運送に限らない。以下同じ。）を実施することが可能であることとするので、その旨了知されたい。また、地域において自家用有償旅客運送を円滑に導入する観点から、地域公共交通会議において、共同運営の実施の可能性について、適切に協議されるよう取り計らわれたい。

記

1. 交通空白地有償運送を行う自家用有償旅客運送者が、共同運営を実施する場合において、一般乗用旅客自動車運送事業者による配車が困難な場合に自家用有償旅客運送者が運行する車両の配車を行う方法による場合は、自家用有償旅客運送に係る対価について、これに地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金（以下「協力金」という。）を加え、当該地域の一般乗用旅客自動車運送事業の運賃と同額とすることができる。
2. 協力金は、共同運営に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送のサービス向上に充てるものとする。この場合、当該協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす。

3. 協力金の使途及び管理者については、当該共同運営の実施について協議を行う地域公共交通会議において、協議を調えることとする。なお、具体的な使途としては以下のようなものが考えられる。

(1) 利用者の負担軽減

(一般乗用旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等)

(2) 共同運営の実施に必要となる施設及び車両の高度化

(遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等)

(3) ドライバーの育成、募集

(ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等)

(4) 共同運営に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送の利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析

(利用者拡大のためのマーケティング費用等)

以上

附 則（令和7年8月8日国総モ第16号）

1. 本通達は令和7年8月8日から適用する。